

## 令和3～5年度の介護保険料が決定しました。

令和3～5年度の介護保険料（年額）

所得段階	対象者		金額	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護受給している方</li> <li>老齢福祉年金を受給している方</li> <li>世帯全員が町民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>		20,880円	
第2段階	本人が町民税非課税	世帯全員が町民税非課税	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方</li> </ul>	34,800円
第3段階			<ul style="list-style-type: none"> <li>上記（第1段階・第2段階）以外の方</li> </ul>	48,720円
第4段階	本人が町民税非課税	世帯に町民税課税者がいる	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方</li> </ul>	62,640円
第5段階			<ul style="list-style-type: none"> <li>上記（第4段階）以外の方</li> </ul>	69,600円
第6段階	本人が町民税課税		<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の合計所得が年間120万円未満の方</li> </ul>	83,520円
第7段階			<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の合計所得が年間120万円以上の方</li> </ul>	90,480円
第8段階			<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の合計所得が年間200万円以上の方</li> </ul>	104,400円
第9段階			<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の合計所得が年間300万円以上の方</li> </ul>	118,320円
第10段階			<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の合計所得が年間400万円以上の方</li> </ul>	125,280円

・介護保険料の決定は町民税が確定するまでの4月～6月までの間は、昨年度の課税状況により暫定的に決定（仮算定）した保険料額を納めていただきます。

・町民税確定後、7月に年間保険料額を決定（本算定）し、仮徴収額（4月～6月の保険料）を差し引いた残りの金額を7月～翌年3月までの納期で納めていただきます。

### 年金天引き額の平準化について

「平準化」とは・・・

年間を通して1回あたりの年金天引き額の差をできるだけ小さくしていくことです。

介護保険料の天引き額は保険料の改定や所得段階の変更等により年間保険料額が増減すると「仮徴収額（4・6・8月）と本徴収額（10・11・12月）」に大きな差が生じることがあります。